

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	監査事務局	
許 認 可 等 名	事務の監査の請求代表者証明書の交付	
根 拠 法 令	地方自治法施行令	
根 拠 条 項	第99条において準用する第91条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5383)	
審 査 基 準	<p>1 地方自治法第75条第1項の事務の監査請求の対象について</p> <p>(1) 単なる税額の公開請求等は、対象とはならない。</p> <p>(2) 市の特定の事務又は特定の事業の経営を私人に委託した場合、当該私人の処理する事務は、対象とはならない。</p> <p>(3) 過年度の事務、事業についての請求は、たとえそれが決算について議会の認定を経たものであっても、原則として対象となる。</p> <p>(4) 請求に係る事件が裁判所において係争中であっても、対象となる。</p> <p>2 申請することができる者 徳島市の議会の議員及び長の選挙権を有する者でなければならない。 「選挙権を有する者」とは、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。請求代表者となる者は、1人でも数人でも構わない。 ただし、次の者は代表者となることができない。</p> <p>(1) 選挙権の停止・失権、転出に係る表示のなされている者</p> <p>(2) 死亡・国籍喪失などによって選挙人名簿から抹消された者</p> <p>(3) 徳島市選挙管理委員会の委員又は職員</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成25年 3月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 8日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

3 申請の方法

「徳島市事務監査請求代表者証明書交付申請書」に「徳島市事務監査請求書」を添えて申請する。

「徳島市事務監査請求代表者証明書交付申請書」は、様式が定められていないが、次の事項を記載するものとする。

- (1) 徳島市事務監査請求代表者証明書の交付を申請する旨
- (2) 請求代表者となろうとする者の住所、職業、氏名、生年月日及び性別
- (3) 申請日
- (4) 宛先（徳島市監査委員あて）

「徳島市事務監査請求書」の様式は、地方自治法施行規則第9条第1項の別記様式のとおりとする。「徳島市事務監査請求書」には、請求の要旨（1,000字以内）、請求代表者の住所、職業、生年月日及び性別を記載し、氏名を自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）し、並びに押印することが必要である。

1,000字の文字数について

ア 句読点は、文字数に含まない。

イ 要旨を項に分けて記載した場合の記号（1, 2, 3等）は、文字数に含む。

ウ 要旨に別紙又は別表のとおりとした場合の別紙又は別表内の文字は、別紙又は別表がなければ請求の要旨が理解されえない場合には文字数に含むが、別紙又は別表を見なくても請求の要旨を理解することができ、別紙又は別表が単にそれらを証明し、又はより詳しく説明するものにすぎないような場合は、文字数に含まない。

4 その他

請求代表者及び請求の要旨が全く同一の請求が既になされているときは、重ねて申請することができない。